

松阪市告示第 169 号

松阪市副業人材活用支援補助金交付要綱を次のように定める。

令和 5 年 3 月 31 日

松阪市長 竹 上 真 人

松阪市副業人材活用支援補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 市内の中小企業・小規模事業者が専門的知識を有する副業人材の活用を進めることにより、副業人材の専門知識を駆使した事業の改善等を図り、市内中小企業の事業成長につなげるため、副業人材を活用する経費の一部に松阪市副業人材活用支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、松阪市補助金等交付規則（平成 17 年松阪市規則第 63 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市内中小企業 市内に本社又は営業所等の施設を有する中小企業者（中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に規定するものをいう。以下同じ。）をいう。
- (2) 副業人材 他社に所属して本業を持ちながら、職務や期間を限定して別の会社からの仕事を行う人材であって、中小企業等において必要となる専門的な分野に関する実務経験を有するものをいう。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内中小企業等で事業を営むものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者から除外するものとする。

- (1) 市税を滞納している者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団若しくは同条第 6 号に規定する暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者
- (3) 交付申請日及び補助金交付決定日の時点で破産、精算、民事再生手続又は会社更生手続開始の申立てがなされている者
- (4) その他市長が不適切と認める者

(補助対象事業)

第 4 条 補助金の交付の対象となる事業は、補助対象者が、事業の改善等を図る目的でマッチングサイト（インターネット上における求人者と求職者との間の雇用活動を支援するためのシステムをいう。以下同じ）等を活用し、副業人材を直接雇用し市内事業所に従事させる事業とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象事業から除外するものとする。

- (1) 副業人材が、補助金の交付申請をしようとする者又はその役員の 3 親等内の親族である場合。
- (2) 副業人材が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団若しくは同条第 6 号に規定する暴力団員である場合又はこれらの者と密接な関係を有する場合。
- (3) 同一企業（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号に規定する子会社及び同条第 4 号に規定する親会社の関係にあるものを含む。）の組織部内における異動等であると認められる場合。
- (4) 副業人材の雇用等が労働者派遣である場合。

(補助対象経費)

第 5 条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は副業人材の雇用に要する経費であって、次に掲げるものとする。

- (1) 副業人材を有料職業紹介業者からの紹介によって雇用した場合の交付申請年度内の紹介手数料（マッチングサイトの利用料を含む。）
- (2) 申請者が負担する副業人材に係る報酬等の経費
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、事業実施のために必要となるもので、市長が適切と認める経費。

(補助金の額)

第 6 条 補助金の額は、補助対象経費の総額の 2 分の 1 以内（算出した補助金額に 1,000 円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。）とし、同一年度において 1 事業所 20 万円を限度とする。ただし、既に交付された補助金の額が上限額に達していない場合は、異なる副業人材に係る経費に限り、複数回の申請を可能とする。

(補助金申請)

第 7 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、副業人材との雇用契約等の締結前に、補助金等交付申請書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 副業人材活用支援事業実施計画書（添付様式第 1 号）
- (2) 収支予算書（添付様式第 2 号）

(3) 市税完納証明書

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(交付の決定)

第8条 市長は、前条に規定する申請書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めた場合は松阪市副業人材活用支援事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(変更交付申請等)

第9条 前条に規定する通知書を受けた者(以下「補助金交付決定者」という。)が申請内容を変更(軽微な変更を除く。)しようとするとき、または補助対象事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、松阪市副業人材活用支援事業費補助金変更承認申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の変更承認申請を受けた場合は、速やかに審査し、承認したときは、松阪市副業人材活用支援事業費補助金変更承認通知書(様式第4号)により補助金交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 補助金交付決定者は、補助対象事業が完了した日から30日を経過する日又は当該年度の末日のいずれか早い日までに、松阪市副業人材活用支援事業費補助金実績報告書(様式第5号)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 収支決算書(添付様式第2号)

(2) 有料職業紹介業者から副業人材の紹介を受けた該当事実が分かる書類

2 前項の規定にかかわらず、マッチングサイトを活用して副業人材を雇用した補助金交付決定者は、松阪市副業人材活用支援事業費補助金実績報告書(様式第5号)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 副業人材との間で締結した雇用契約等の契約書又は労働条件通知書の写し

(2) 副業人材の職務経歴のわかるもの

(3) 支払い等が分かる書類

(4) 副業人材活用支援事業についての誓約書(添付様式第3号)

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金額の確定)

第11条 市長は、前条の実績報告を受けた場合は、書類を審査し、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金額を確定し、松阪市副業人材活用支援事業費補助金額確定通知書(様式第6号)により補助金交付決定者に通知するものとする。

(請求及び交付)

第 12 条 前条の確定通知を受けた補助金交付決定者は、速やかに、松阪市副業人材活用支援事業費補助金請求書（様式第 7 号）により市長に請求するものとする。

2 市長は、前項の請求に基づき補助金を交付するものとする
（交付決定の取消し等）

第 13 条 市長は、補助金交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、取消しの決定の日から期限を定めてその返還を命じるものとする。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 補助金をその目的外の用途に使用したとき。
- (4) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (5) 事業遂行にあたり、法令上問題があると市長が認めたとき。
- (6) その他、市長が補助金の交付が適切でないと認めたとき。

2 市長は、前項の取消しを行ったときは、松阪市副業人材活用支援事業費補助金交付決定取消通知書（様式第 8 号）により補助金の交付を受けた者に通知するものとする。
（補助金の見直し）

第 14 条 市長は、補助金の交付について、令和 5 年度から起算して 3 年を経過する度に見直しを行い、当該補助金の額及び交付の可否について見直しを行うよう努めるものとする。

（書類の整備等）

第 15 条 補助金の交付を受けた者は、この補助事業に係る関係書類を、当該補助事業の属する市の会計年度の翌年から 10 年間保管しなければならない。

（その他）

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

松阪市副業人材活用支援補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）松阪市長

申請者 住所

氏名または
法人名等
法人の代表者名

（連絡先 — — ）

年度において松阪市副業人材活用支援補助金 円を交付されるよう、松阪市副業人材活用支援補助金交付要綱第7条の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

関係書類

- 1 副業人材活用支援事業実施計画書（添付様式1号）
- 2 収支予算書（添付様式2号）
- 3 市税完納証明書
- 4 その他、市長が必要と認める書類

様式第 2 号（第 8 条関係）

松阪市副業人材活用支援補助金交付決定通知書

指令第 号

年 月 日

様

松阪市長



年 月 日付で申請のあった松阪市副業人材活用支援補助金について、次のとおり交付することになったので、松阪市副業人材活用支援補助金交付要綱第 8 条の規定により通知します。

記

金 額 円

（条件等）

- ※ 申請内容を変更しようとする場合又は交付対象事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合は、松阪市副業人材活用支援補助金変更承認申請書を提出し、市長の承認を受けること
- ※ 交付対象事業完了後 30 日以内又は当該年度の末日のいずれか早い日までに、松阪市副業人材活用支援事業費補助金実績報告書を提出すること

様式第3号（第9条関係）

松阪市副業人材活用支援補助金変更承認申請書

年 月 日

(宛先) 松阪市長

申請者 住所

氏名または
法人名等
法人の代表者名

(連絡先 ー)

年 月 日付で交付決定の通知があった松阪市副業人材活用
支援補助金の事業について、下記のとおり変更したいので、松阪市副業人材
活用支援補助金交付要綱第9条第1項の規定により申請します。

記

・ 補助金等変更後申請額 金 円

・ 変更の内容

変更前	変更後

・ 変更の理由

関係書類

補助金交付決定通知書（写し）

変更事業計画書

様式第4号（第9条関係）

松阪市副業人材活用支援補助金変更承認通知書

指令第 号
年 月 日

様

松阪市長



年 月 日付で変更申請のあった松阪市副業人材活用支援補助金について下記のとおり変更を承認しましたので、松阪市副業人材活用支援補助金交付要綱第9条第2項の規定により通知します。

記

・補助金等変更後申請額 金 円

・変更の内容

変更前	変更後

(条件等)

様式第 5 号（第 10 条関係）

松阪市副業人材活用支援補助金実績報告書

年 月 日

（宛先）松阪市長

住所

氏名又は名称及び代表者名

（連絡先 — — ）

年 月 日付で、交付決定の通知があった松阪市副業人材活用支援補助金について、松阪市副業人材活用支援補助金交付要綱第 10 条の規定により、実績について関係書類を添付し報告します。

関係書類

- 1 収支決算書（添付様式第 2 号）
- 2 有料職業紹介業者から副業人材の紹介を受けた該当事実が分かる書類（マッチングサイト活用の場合）
- 3 副業人材との間で締結した雇用契約等の契約書又は労働条件通知書の写し
- 4 副業人材の職務経歴のわかるもの
- 5 支払い等が分かる書類
- 6 副業人材活用支援事業についての誓約書（添付様式 3 号）
- 7 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

様式第 6 号 (第 11 条関係)

松阪市副業人材活用支援補助金額確定通知書

年 月 日

様

松阪市長

印

年 月 日付で実績報告のあった松阪市副業人材活用支援補助金について、松阪市副業人材活用支援補助金交付要綱第 11 条に基づき、下記のとおり補助金の確定をいたしましたので通知します。

記

補助金名 松阪市副業人材活用支援補助金

確定額 金 円

様式第7号（第12条関係）

松阪市副業人材活用支援補助金請求書

年 月 日

（宛先）松阪市長

請求者 住所

法人名
氏名または
法人代表者名

電話番号（ _____ ）

年度松阪市副業人材活用支援補助金について、松阪市副業人材活用支援補助金交付要綱第12条第1項の規定により、次の関係書類を添えて請求します。

記

請求金額 金 _____ 円

（振込先）

金融機関名	銀行・信用金庫・農協・漁協・労金 本店・支店・出張所
口座種別	普通・当座
口座番号	
フリガナ	
口座名義人	

*添付書類

・通帳の写し（名義と口座番号の部分が分かるところ）

松阪市副業人材活用支援補助金交付決定取消通知書

年 月 日

様

松阪市長



年 月 日付で交付決定のあった松阪市副業人材活用支援補助金について、松阪市副業人材活用支援補助金交付要綱第 13 条第 1 項の規定により、下記のとおり交付決定を取り消したので、同条第 2 項の規定により通知します。

記

- 1 補助金等交付取消額 金 円
- 2 交付取消の理由

添付様式第1号（第7条関係）

松阪市副業人材活用支援補助金事業計画書

①会社概要（法人名・本社所在地・資本金・正規従業員・業種・主な事業内容）

--

※企業パンフレット等でも可

②現状・課題

--

③雇用計画

業務内容及び必要性	
必要な免許・資格	
雇用内容	
雇用形態	常勤 ・ 非常勤 ・ Web
雇用期間	年 月 ～ 年 月

④成果目標（期待する事業効果）

--

⑤想定経費

経費の種類	内 容	金 額	支払時期
基本給			
手数料			
その他（旅費等）			
合 計			
補助金（合計の1/2、千円未満切捨） 補助金上限 200,000円			

添付様式第2号（第7条関係）

収 支 予 算 （ 決 算 ） 書

収入の部

項 目	金 額	備 考

支出の部

項 目	金 額	備 考

添付様式第3号（第10条関係）

誓 約 書

松阪市副業人材活用支援補助金の交付申請に際し、下記の事項について誓約いたします。

記

1. 副業人材が補助金の交付申請をしようとする者又はその役員の3親等内の親族ではありません。
2. 副業人材が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者ではありません。
3. 同一企業（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社及び同条第4号に規定する親会社の関係にあるものを含む。）の組織部内における異動等であると認められる場合ではありません。
4. 副業人材の雇用等は労働者派遣ではありません。

年 月 日

住所

氏名

